

入 札 公 表 書

明日香村が発注する下記の業務について、事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告します。

令和8年9月28日

明日香村長 森川 裕一

第 1 入札に付する業務

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 業 務 番 号 | 令和8年度 第208号 |
| (2) 業 務 名 | 甘樫丘遺跡群発掘調査に伴う航空写真測量業務委託 |
| (3) 業 務 場 所 | 明日香村大字豊浦地内 |
| (4) 業 務 種 別 | 測量（航空測量） |
| (5) 業 務 概 要 | 航空写真測量業務
航空写真撮影作業 1回
数値図化作業 360m ²
測量作業（4級基準点測量） 1点
打合せ協議 1業務 |
| (6) 業 務 期 間 | 契約締結日から 令和9年3月19日 まで |
| (7) 予 定 価 格 | 金 1,411,300 円（消費税含む） |
| (8) 最 低 制 限 価 格 | 金 1,157,200 円（消費税含む） |
| (9) 低入札価格調査 | 適用なし |
| (10) 入 札 保 証 金 | 免除 |
| (11) 契 約 保 証 金 | 明日香村契約規則第19条による |
| (12) 支 払 条 件 | 前金払・中間前金払 なし
部分払 なし |

第 2 入札参加資格

明日香村入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定するものでないこと。
- (2) 明日香村の競争入札参加資格を有し、「測量（航空測量）」に登録があること。
- (3) 奈良県内に本店又は支店及び営業所を有していること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれかの日においても、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 官公庁が発注する次にあげる業務を行った実績を有すること。
・埋蔵文化財の発掘調査に係る航空写真測量業務
- (7) 測量法に規定する測量士の登録を受けている者を主任技術者として配置できること。

第 3 仕様書等の頒布

この業務に係る仕様書等は、明日香村公式ホームページ（<http://www.asukamura.jp/>）において公表します。

第 4 仕様書等に関する質疑回答

- (1) 仕様書等に関して質疑があるときは、質疑応答書（明日香村のホームページからダウンロードしてください。）により下記の期間及び方法で提出して下さい。
期 間 公告日から令和8年10月2日（金）
午前9時から午後5時まで
方 法 ファックス（ファックス番号 0744-54-9030）により提出して下さい。
その他 指定する日時及び方法によらない質疑には回答いたしません。
- (2) (1)の質疑については、10月9日（金）に回答するものとし、回答は、明日香村役場の入札掲示板に掲示します。

第5 入札書等の郵送方法

入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日（令和8年10月19日（月））までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担とします。

- (1) 入札書
- (2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

第6 開札日時、場所及び傍聴方法

- (1) 開札は、下記の日時及び場所で行います。
日時 令和8年10月20日（火） 午前11時25分
明日香村役場 2階 災害対策室
- (2) 開札の傍聴を希望される方は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき、開札日前日の午後5時までに総務財政課に申込みをして下さい。傍聴は先着順とし、定員（5人）になり次第締め切ります。また、入札をした者が傍聴の申込みをした場合は、開札立会人を依頼することがあります。

第7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札
- (4) 指定された入札方法によらない入札
- (5) 期限までに到達していない入札
- (6) 入札に関し不正な行為をした者が行った入札
- (7) 明日香村郵便入札心得第8条に該当する入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

第8 事後審査及び落札候補者に提出を求める書類

- (1) 落札候補者は、落札候補者の決定の通知を受けた翌日（その日が休日にあたる場合は、その日後において最も近い休日でない日）の午前9時から午後5時までに、次の書類を総務財政課に提出しなければならない。
 - ① 業務実績に関する契約書の写し
 - ② 資格者証（管理技術者・照査技術者）の写し
 - ③ 経歴書（管理技術者・照査技術者）【任意様式】
 - ④ 落札候補者と管理技術者が直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係であることを証する次に掲げるいずれかの書類。（管理技術者が代表者以外の場合）
イ「健康保険被保険者証」の写し ※ 市町村の国民健康保険被保険者証は不可
ウ「雇用保険被保険者証」の写し
エ「源泉徴収票」の写し

第9 入札の事後公表

入札の結果については、役場の入札掲示板への掲示及び明日香村のホームページへの掲載で公表します。

第10 その他

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を減算した金額を入札書に記載するものとします。
- (2) 入札回数は1回とします。
- (3) 書類は、原則としてA4判とします。
- (4) この公告に定めのない事項については、明日香村契約規則、明日香村事後審査型条件付き一般競争入札実施要領、明日香村郵便入札心得及び関係法令等によるものとします。